令和3年第7回

君津市農業委員会議事録

令和3年7月5日(月)

令和3年第7回君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年7月5日(月)午後2時00分から午後2時34分

場 所 君津市役所 5 階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請につ

いて

日程第4 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請につ

いて

日程第5 議案第11号から議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請につ

いて

日程第6 議案第13号 令和3年度農用地利用配分計画案(令和

3年7月) について

日程第7 報告第 1号から報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届

出について

報告第 4号から報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による

届出について

報告第14号 軽微な農地改良に係る届出について

出席委員(14名)

	1番	鈴	木	郁	夫	2番	鮎	JII	正	幸
	3番	水	野	徳	子	4番	小笠		武	男
	5番	笹	本	幸	恵	6番	宇	野	真	弘
	7番	神	子	純	_	8番	石	橋	定	雄
	9番	真	板		徹	10番	田	丸	三	郎
1	1番	鳥	海	純	次	12番	江	澤	康	雄
1	3番	鈴	木		清	14番	粕	谷	定	嗣

欠席委員 (なし)

出席した職員

事務局長齋藤久夫副主査田島直樹主任主事江澤俊太経済部農政課企画調整係長奥倉康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さんこんにちは。御苦労さまでございます。

梅雨明け前は大雨が降るというのは昔からの定説でございますけれども、まさにそんな中で、熱海のほうでは大変な災害が発生してしまいました。この辺でも小糸川なんかは一時やはり、小糸川に架かる橋が通行止めになりました。大変危険な水位にまでいったわけです。だからもうちょっとあれが続いたら、またそういった災害になった可能性もあるんですけども、まだこれから梅雨明けまでしばらくあると思います。いろいろなところで身の回り十分注意されまして、過ごしていただきたいなと思います。

そしてまた、その頃からオリンピックも始まるでしょうし、コロナウイルスのほうもなかなか落ち着かず、むしろ都市部では増えてきているということで、なかなか落ち着かない日々を過ごすようなことになりそうな気がいたしております。

そうした中でございますけれども、このメンバーでの農業委員会、ちょうど今日で1周しまして、1年が過ぎようとしているところでございます。日頃から皆様方の御協力と御理解いただきまして進めてまいりましたこと、厚くお礼を申し上げまして、本日もよろしくお願いを申し上げます。

◎諸般の報告

会 長 それでは、6月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

6月28日、千葉県農業会議第116回通常総会が開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため書面決議となり、6月23日に書面を提出いたしました。同じく6月28日、千葉県農業委員会会長事務局長会議がオンラインで開催されまして、私と事務局長が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは総会に入ります。

◎開会 (午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和3年第7回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

13番、鈴木清委員、14番、粕谷定嗣委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第9号

議 長 日程第3、議案第1号ないし議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

清和市場地先の田4筆、畑1筆、面積3,912平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、本市において下限面積を超えた2万2,679平 方メートルの農地の経営をしており、全て管理できていることを確認しております。農機具 はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機等を所有しています。

勤務先が君津市内にあり、週に4日程度通っており、農業をしているとのことで、農作業 従事日数は150日を超えております。資格等については問題ないと思われます。

議案第2号について説明します。

箕輪地先の田1筆、面積276平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万9,639平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、籾すり機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第3号から第7号は、譲受人が同一のため一括して説明します。

議案第3号は久留里地先の田6筆、畑1筆、面積2,437平方メートル、議案第4号は久留 里地先の田2筆、面積954平方メートル、議案第5号は久留里地先の田3筆、畑2筆、面積 947平方メートル、議案第6号は久留里地先の田1筆、面積684平方メートル、議案第7号は 久留里地先の田1筆、面積396平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第3号、第4号の譲渡人は農業経営をする予定がないため、議案第5号、第6号、第7号の譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は自宅の近くで就農したいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、農業高校を卒業後、市内の施設で研修を受けており、技術等については問題ないと思われます。また、認定新規就農者の申請もしております。農機具は管理機、噴霧機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定で、資格等については特に問題ないと思われます。 議案第8号及び第9号は、賃借人が同一のため一括して説明します。

議案第8号は大戸見地先の田3筆、面積1,969平方メートル、議案第9号は大戸見地先の田1筆、面積1,094平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、貸主は高齢により離農したいため、借主は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万197.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、ユンボ、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。 以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

議案第1号について御説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局説明のとおりです。

6月29日に譲渡人○○さんと、譲受人○○さんに現地でお会いし、双方のお話を聞きました。

現地は別冊1ページをお開き願いたいと思います。

中央部分の黒色が小糸川でございます。図面中央左下に清和市場の諏訪神社がありまして、 その周辺の丸印の4か所が今回の対象農地です。譲渡人は高齢者であり、後継者もいないため、この四、五年農地は休耕状態であり、今後も耕作の意思がないとのことでした。

一方、譲受人は両親が特養老人ホームを経営しており、その入居している方々の食事の食材、主に米と野菜だそうなんですけど、これを生産していますが、まだまだ食材の確保が必要なことから、今回の休耕田を譲り受けするものであります。

双方の聞き取りの結果、特段の問題はないと思われますので、よろしく御審査くださいま すようお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、議案第2号について、11番、鳥海委員からお願いします。 鳥海委員 11番、鳥海です。

2号議案について御説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は、別冊3ページを御覧ください。

中央付近、久留里街道の俵田方面から北に向かい、927番、ここを左折して久留里線を横切り、200メートルぐらいの先を左折したところでございます。

6月27日、譲受人と現地でお会いしてお話を伺いました。

地目は田でありましたが、現況は花や野菜が植えてあり、畑として使用しておりました。 譲渡人は相続で取得しており、遠方に住んでおり、全く維持管理ができないために、隣地を 耕作した譲受人に以前より耕作を依頼しており、現在もきれいに管理されておりましたので、 何ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第3号ないし第7号について、12番、江澤委員からお願いします。 江澤委員 12番、江澤です。

議案3号から7号について、現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、事務局から説明のとおりです。

6月23日、現地で譲受人と会いました。場所は別冊4ページにあります。

地図上の中央に久留里街道410号線があります。その左にある旧道を500メートルぐらい行

った右側にある田です。

本件の譲渡人は皆さん耕作できないと聞きました。現地はカヤが伸びていて、刈り取るのに1年ぐらいかかるそうです。譲受人はやる気がある若者ですので、きれいに整地をしてから、カラーを2反歩ぐらいと落花生を3反歩ぐらい生産していく予定と聞きました。

カラーのために井戸を掘るそうですので、排水処理はどうするのかと聞いたら、現地の排水路へ流す許可もお願いすると聞きました。今回の申請になりました。特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議 長 続きまして、議案第8号及び第9号について、18番、鈴木清委員からお願いします。 鈴木(清)委員 鈴木です。

議案第8号、9号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊の5ページを見てください。

中央に小櫃川が蛇行しております。中央の318というところが、大盛橋という橋が架かって、今工事をやっています。そこを2454のほうに上がっていって、500メーターぐらい行ったとこですかね。そこを上がり切ったらまた左のほうに曲がってもらって行きますと、現地になります。

6月24日に直接訪問しまして、聞き取りをしました。貸主はもう高齢であり、農業をしていませんので牧草などが生えておりまして、そこを借手が今度ハチミツの栽培をするということで、花などをまいて収穫をしたいということでありました。それで、先々月、同じようなところを近所の地主さんから借りておりまして、農地を大体まとめたいということでありました。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、鈴木清委員の議席番号を18番と呼んだとしたら、間違いでございます。 13番、鈴木清委員でございますので、訂正をいたします。

ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第10号

議 長 日程第4、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とい たします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第10号について御説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

戸崎地先の田1筆の一部、面積733.23平方メートルを農業用倉庫、外周道路、駐車場及び 洗い場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当となります。埋立ては行わず、用 排水は使用せず、雨水は自然浸透となります。工事中はネットを張り、周囲に危険が及ばな いようにいたします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第10号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

10号議案について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊6ページを御覧ください。

中央付近の上が木更津方面で、久留里方面に向かい通っているのが矢那街道です。戸崎の 交差点の手前100メートルぐらいを右折して、300メートルぐらい行ったところでございます。

6月30日に現地で申請人にお会いして、お話を伺いました。申請人は、以前は農業ではなくほかの職業をしておりましたが、農業用倉庫が狭く、あまり大きく作れなかったそうです。

10年ぐらい前頃から徐々に水稲に興味を持ち始めて、近隣の耕作できなかった方々の土地を借り始めたところ、1年ごとにヘクタール単位で増え始め、倉庫の増築しておりましたが、もう限界になり、今回自宅前の農地にライスセンター兼用農業倉庫を建てたいということにしたそうです。

排水は、土地改良区の排水路に流す許可も取ってありました。周りはほとんど住宅もなく、 周辺の農地もほとんど申請人が耕作しておりましたので、問題がないと判断いたしました。 よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第11号及び議案第12号

議 長 日程第5、議案第11号及び第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第11号について御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

大井地先の畑2筆、面積1,603平方メートルを賃借権設定により、太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在不耕作地である申請地に、太陽光パネル390枚を設置したいとのことです。敷地は埋立て等行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

工事中は立て看板の設置、隣接道路等の通行に十分注意を払います。経済産業省及び東京 電力への申込みは済んでおります。

議案第12号について御説明いたします。

植畑地先の畑1筆、面積1,946平方メートルを地上権設定により、太陽光発電施設へ転用 します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在不耕作地である申請地に、太陽光パネル248枚を設置したいとのことです。敷地は埋立て等行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

工事中は安全に十分注意を図り、施工後はフェンスで囲い、人が入れないようにします。 経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果について、議案第1 1号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第11号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊 7ページを御覧ください。

左端に天照大神社とあります。その前の太い道路は県道92号線で、細く右方向へ伸びている道路はアカデミア方面へ行く道です。神社からアカデミア方面へ1.5キロほど上ったところに右下に下りる道がありますが、そこを下りてすぐ右側に議案の場所があります。

6月29日午後3時に、双方の代理人の方と現地でお会いしました。現地は、上のほうは端っこのほうに栗の木がまだ植えてありました。そして下のほうなんですが、下のほうは草刈りをしてあったのですが、もう二、三十センチぐらい伸びていました。そして、そこは何も耕作してありませんでした。

日当たり具合も良好でしたし、貸主の栗の木が畑の奥にあるということで、フェンスも栗の収穫に影響のないように設置するということから、特に問題ないと思われます。よろしく 御審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、議案第12号について、7番、神子委員からお願いします。 神子委員 7番、神子です。

申請番号12号について説明します。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

6月28日に譲渡人と譲受人の代理人と現地でお会いしまして、お話を聞きました。 現地は別冊8ページをお開きください。

図面右上に東栗倉と記してあるところ、JA清和支店、旧秋元小学校がありまして、そこから高宕山方面に行く途中の植畑地先の山あいの地域です。現場の地目は畑ですが、所有者の父親が亡くなってこの25年間全く管理していなかったため、二、三メートルの竹林と雑草に埋め尽くされた状況でした。

また、相続した譲渡人も、20年前から木更津市内に転居し、その後全く管理ができなくて、 最近では太陽光の設置など農業以外の用途として何かに生かす方法ができないかということ で働きをかけていたところ、今回のような機会になったとのことです。

一方、譲受人は、昨年市原でも今回と同様な状況の中で太陽光を整備したことなどから、 排水対策を含め、地域の環境整備対策の実績、経験等も生かしながら、的確な整備をしたい と。この結果、双方の聞き取りによりまして、特に問題はないと思われますので、よろしく 御審査くださるようお願いいたします。 以上です。

議 長 ただいま事務局の説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

宇野委員。

字野委員 6番、字野です。

今回熱海の土砂崩れのニュースを見て、その情報にメガソーラー施設等の開発に伴って埋め立てた場所があって、そこから崩れて土石流になったというような情報もある中で、現状でしたら雨水は浸透に任せるということなんですけども、やはり作物が植わっていたり管理されている状況の水のしみるスピードと、ソーラーパネルを設置した後の雨水浸透のスピードは違うのではないかと思って、今回のこの案件どうこうというよりも、少し慎重に考える機会であってもいいのかなというふうにちょっと思ったので発言しました。

議 長 事務局から何か、今後のために。

田島副主査 委員おっしゃられたことはごもっともだと思うんですけれども、ただ、この安全 基準というところで、この農業委員会の総会の中で、あくまでも農地法の中で安全基準というところに非常に欠けている部分はやはりあると思いますが、その点がちょっとこの総会の中で、審査項目に今のところはないという状態ですので。

ただ、今委員おっしゃられたとおりに、下のほうを通って崩れてくると非常に危険なことだと思いますので、そちらのほうはまた県とも一回話はしてみたいと思います。

宇野委員 ありがとうございます。

議 長 傾斜地だよね、伝わっているのはね。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がありませんので採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第13号

議 長 日程第6、議案第13号 令和3年度農用地利用配分計画案(令和3年7月分)を 議題といたします。

それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第13号について御説明いたします。

農地中間管理機構において、農地中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を作成し、 千葉県の認可を受ける必要があります。

この手続において、機構は市に配分計画案の作成を求めることができ、市は、農業委員会 に配分計画案についての意見を求めることができる旨、同法第19条第2項及び第3項に規 定されております。

このたび機構から市に対し、配分計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、 市で作成した令和3年度農用地利用配分計画案(令和3年7月分)についての御意見をお伺 いするものでございます。

お手元の議案書7ページを御覧ください。

配分計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区2件、田3筆、3,654平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書8ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用配分計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する 法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第13号に関する説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いしま す。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第13号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第14号

議 長 日程第7、議案第1号ないし第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に ついて、報告第4号ないし第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につい て、報告第14号 軽微な農地改良に係る届出については、事務局長専決により書類を受理 いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第14号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等がないようでございますので、報告第1号ないし報告第14号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和3年第7回君津市農業委員会総会に付議されました議案及 び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和3年第8回農業委員会総会は、令和3年8月5日木曜日、市役所5階大会議室 にて開催する予定でおりますので、よろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

(午後2時34分)